

目黒区自転車等放置防止条例施行規則

(平成二年三月目黒区規則第四号)

改正 平 4-45、平 5-72、平 8-35、平 10-60、平 13-55、平 16-37

目次

第一章 総則(第一条)

第二章 自転車等の放置禁止(第二条 第八条)

第三章 登録制自転車置場の利用(第九条 第十九条)

第四章 民営自転車等駐車場に対する助成(第二十条 第二十八条)

第五章 大規模小売店舗等の自転車駐車場付置義務(第二十九条 第三十二条)

第六章 雑則(第三十三条)

付則

第一章 総則

(趣旨)

第一条 この規則は、目黒区自転車等放置防止条例(平成元年十二月目黒区条例第四十二号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

第二章 自転車等の放置禁止

(放置禁止区域の指定等の協議)

第二条 区長は、条例第九条第一項の規定により自転車等放置禁止区域(以下「放置禁止区域」という。)を指定するときは、警察署長・道路管理者その他の関係機関に協議するものとする。同条第二項の規定により放置禁止区域を変更し、または放置禁止区域の指定を解除するときも、同様とする。

(放置禁止区域の周知)

第三条 条例第九条第四項の規定による放置禁止区域の周知は、当該放置禁止区域内に自転車等放置禁止区域標識(別記第一号様式)を標示すること等により行うものとする。

(撤去するまでの相当の期間)

第三条の二 条例第十二条第二項及び第二十一条第一項の相当の期間は、七日間とする。

平 16-37 追加

(撤去方法等)

第三条の三 区長は、条例第十一条、第十二条第二項若しくは第三項又は第二十一条第一項の規定により自転車等を撤去するに当たり、当該自転車等がガードレール、電柱その他の工作物等にチェーン、ワイヤー錠等(以下「チェーン等」という。)により結び付けられている場合において、当該チェーン等を切断しなければ撤去することができないときは、当該チェーン等を切断の上撤去することができる。

2 区は、前項の規定により切断したチェーン等の賠償の責を負わないものとする。

平 16-37 追加

(撤去時の公示)

第三条の四 条例第十三条第一項の規定による公示は、はり紙を撤去場所付近に掲示することにより行うものとする。

平 16-37 追加

(保管期間)

第四条 条例第十三条第一項の規定により自転車等を保管する期間 (以下「保管期間」という。) は、同条第二項の規定による通知又は告示をした日から一月後までとする。

2 条例第十五条第一項の相当の期間は、保管期間が満了するまでの期間とする。

平 16-37 一部改正

(返還通知)

第五条 条例第十三条第二項の規定による通知は、撤去自転車等返還通知書 (別記第二号様式) により行うものとする。

(所有者等が確認できなかつた自転車等の告示事項)

第六条 条例第十三条第二項の規則で定める事項は、つぎに掲げる事項とする。

- 一 撤去年月日
- 二 撤去場所
- 三 自転車または原動機付自転車の別
- 四 自転車等の特徴
- 五 保管場所
- 六 返還日時
- 七 保管期間

(返還申請)

第七条 条例第十一条・第十二条第二項もしくは第三項または第二十一条第一項の規定により撤去した自転車等を引き取ろうとする者は、撤去自転車等返還申請書 (別記第三号様式) により区長に申請しなければならない。

2 区長は、前項の規定による申請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該申請者の住所または氏名を証明する書類の提示を求めることができる。

(撤去保管料を徴収しない場合)

第八条 盗難にあつた自転車等で盗難届が出されているものその他所有者または利用者の責任でない理由によつて放置されていた自転車等の所有者または利用者については、条例第十四条の撤去保管料を徴収しない。

第三章 登録制自転車置場の利用

(登録制自転車置場の利用の登録を受けることができる者)

第九条 条例第十六条第一項の区が設置する自転車等の置場のうち区長が指定する自転車等の置場 (以下「登録制自転車置場」という。) の利用の登録を受けることができる者は、通勤・通学等のため住居・勤務先等と当該登録制自転車置場の最寄りの駅との往復に自転車等を利用する者であつて、つぎの各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 身体の障害により自転車等の利用を必要とする者
- 二 住居・勤務先等が当該登録制自転車置場の最寄りの駅の入口から六百メートル以上離れている者
- 三 前二号に掲げる者のほか、自転車等を利用する特別の理由がある者

(登録の申請)

第十条 登録制自転車置場の利用の登録を受けようとする者は、登録制自転車置場利用登録申請書 (別記第四号様式) により区長に申請しなければならない。

(登録者の決定)

第十一条 区長は、前条の規定により登録制自転車置場の利用の登録の申請をした者について、別に定める登録制自転車置場の登録定数の範囲内で、つぎに定める順位の高い者から順次登録制自転車置場の利用登録者を決定する。ただし、第二順位以下の者のうち区長が自転車等の利用が特に必要であると認める者については、当該順位を第一順位とすることができる。

一 第一順位 第九条第一号に該当する者

二 第二順位 第九条第二号に該当する者のうち住居・勤務先等が当該登録制自転車置場の最寄りの駅の入口から千メートル以上離れている者

三 第三順位 第九条第二号に該当する者のうち住居・勤務先等が当該登録制自転車置場の最寄りの駅の入口から八百メートル以上千メートル未満離れている者

四 第四順位 第九条第二号に該当する者のうち住居・勤務先等が当該登録制自転車置場の最寄りの駅の入口から六百メートル以上八百メートル未満離れている者

五 第五順位 第九条第三号に該当する者

2 前項の場合において、同順位の者の数が登録定数の残余数を超えるときは、当該順位の者につき抽選を行い、利用登録者を決定する。

3 区長は、第十条の申請につき、前二項の規定により利用登録者とすることを決定したときは登録制自転車置場利用登録決定通知書(別記第五号様式)により、利用登録者としないうことと決定したときは登録制自転車置場利用登録拒否通知書(別記第六号様式)により当該申請をした者に通知する。

(登録手数料の納付)

第十二条 前条第三項の登録制自転車置場利用登録決定通知書により通知を受けた者(以下「登録者」という。)は、指定された期日までに登録手数料を納めなければならない。

(登録証の交付)

第十三条 区長は、登録手数料を納付した登録者に対し、登録証(別記第七号様式)を交付する。

2 前項の規定により登録証の交付を受けた登録者は、利用する自転車等の車体の見やすい位置に登録証をはらなければならない。

(登録の有効期間)

第十四条 登録制自転車置場の利用の登録の有効期間は、四月一日から翌年の三月三十一日まで(四月二日以後に登録を受けたときは登録を受けた日からその年度の三月三十一日まで)とする。ただし、これによりがたいときは、区長が別に定める。

(登録手数料の減免)

第十五条 条例第十七条第二項の特別の理由とは、登録者が次の各号のいずれかに該当する場合をいい、これに該当するときは、当該各号に定めるところにより登録手数料を減額し、又は免除することができる。

一 身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十五条に規定する身体障害者手帳の交付を受けている者、東京都知事の定めるところにより愛の手帳の交付を受けている者又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十三号)第四十五条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者

免除

二 生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の規定による保護を受けている者
免除

三 六十五歳以上の者
百分の五十相当額減額

四 前三号に掲げる者のほか、区長が特に必要があると認める者
百分の五十相当額減額

2 登録手数料の減額又は免除を受けようとする者は、登録制自転車置場利用登録申請書により区長に申請しなければならない。

平 10-60 一部改正

（利用の中止）

第十六条 登録者は、登録制自転車置場の利用を中止しようとするときは、登録制自転車置場利用中止届（別記第八号様式）により区長に届け出なければならない。

（登録手数料の還付）

第十七条 条例第十七条第三項の特別の理由とは、つぎの各号に掲げる場合をいい、これに該当するときは、おのおのその所定額を還付することができる。

一 登録制自転車置場の利用の登録後一週間以内に、前条の規定により利用の中止を申し出たとき

百分の七十五相当額

二 登録制自転車置場の利用の登録後一月以内に、前条の規定により利用の中止を申し出たとき

百分の五十相当額

2 登録手数料の還付を受けようとする者は、登録手数料還付申請書（別記第九号様式）により区長に申請しなければならない。

（住所等の変更届）

第十八条 登録者は、住所・氏名等を変更したときは、すみやかに住所等変更届（別記第十号様式）により区長に届け出なければならない。

（登録証の再交付）

第十九条 登録証を紛失し、もしくはき損し、または利用する自転車等を変更したことにより登録証の再交付が必要となつた者は、登録証再交付申請書（別記第十一号様式）により区長に申請し、登録証の再交付を受けなければならない。

第四章 民営自転車等駐車場に対する助成

（助成することができる民営自転車等駐車場）

第二十条 区長は、つぎの要件を備えた一般の利用に供する自転車等の駐車場（以下「自転車等駐車場」という。）を設置する者に対して、その建設費または運営費の一部を助成することができる。

一 駅からおおむね二百メートル以内の場所にあること。

二 自転車等駐車場の構造および設備が、利用者の安全を確保することができ、かつ、自転車または原動機付自転車が有効に駐車できるものであること。

三 継続して三年以上運営されること。

四 自転車等がおおむね五十台以上（原動機付自転車専用の駐車場にあつては、おおむね四十台以上）収容できるものであること。

2 前項の規定にかかわらず、つぎの各号のいずれかに該当する自転車等駐車場を設置する者に対しては、助成しない。

一 鉄道事業者が設置し、または経営する自転車等駐車場

二 自転車等駐車場の設置または経営を目的とする財団法人が、国または公共団体から寄付または補助を受けて設置し、または経営する自転車等駐車場
(補助金額等)

第二十一条 条例第二十三条の規定による助成は、民営自転車等駐車場育成補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより行うものとする。

2 補助金の種類および種類ごとの額は、つぎのとおりとする。

一 建設補助金 自転車等駐車場施設建設費（土地取得費を除く。）および駐車器具整備費の合計額の三分の一以内の額。ただし、平置式の自転車等駐車場にあつては五百万円、立体式の自転車等駐車場にあつては千万円を限度とする。

二 運営補助金 自転車等駐車場の施設および土地に係る固定資産税および都市計画税相当額の二分の一以内の額

3 前項第二号の運営補助金を交付する期間は、初めて交付した年度から起算して三年度内とする。

(助成対象の確認)

第二十二条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、民営自転車等駐車場助成対象確認申請書（別記第十二号様式）に、つぎに掲げる書類を添えて、区長に申請しなければならない。

一 事業計画書（別記第十三号様式）

二 建設費等の見積書

三 自転車等駐車場の設計図書

四 前三号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

2 区長は、前項の規定による申請があつた場合は、当該申請に係る書類の審査等を行い、助成対象になることを確認したときは民営自転車等駐車場助成対象確認通知書（別記第十四号様式）により、助成対象にならないことを確認したときは民営自転車等駐車場助成対象外確認通知書（別記第十五号様式）により当該申請者に通知する。

3 第一項の規定による申請は、当該自転車等駐車場の設置を完了した日から一年を経過した後は行うことができない。

(設置報告)

第二十三条 前条の規定により助成対象の確認を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該自転車等駐車場の設置を完了したとき（助成対象の確認を受ける前に設置を完了した者にあつては助成対象の確認を受けたとき）は、すみやかに民営自転車等駐車場設置報告書（別記第十六号様式）に、設置状況書（別記第十七号様式）を添えて、区長に報告しなければならない。

(建設補助金の交付申請)

第二十四条 建設補助金の交付申請は、前条の規定による報告を行う際、民営自転車等駐

車場育成補助金交付申請書（別記第十八号様式）に、当該自転車等駐車場の設置に係る契約書の写しその他区長が必要と認める書類を添えて、行わなければならない。

（運営補助金の交付申請）

第二十五条 運営補助金の交付申請は、当該年度の固定資産税および都市計画税の課税通知を受けた後すみやかに、民間自転車等駐車場育成補助金交付申請書に、固定資産税および都市計画税の課税通知書の写しその他区長が必要と認める書類を添えて、行わなければならない。

（補助金の交付決定）

第二十六条 区長は、前二条の交付申請があつた場合は、当該交付申請に係る書類の審査等により補助金の交付の可否および額を決定するものとする。

2 区長は、前項の規定により補助金を交付すると決定したときは民間自転車等駐車場育成補助金交付決定通知書（別記第十九号様式）により、交付しないと決定したときは民間自転車等駐車場育成補助金不交付決定通知書（別記第二十号様式）により、当該申請者に通知する。

（届出事項）

第二十七条 補助事業者は、つぎに掲げる場合には、あらかじめ区長に届け出なければならない。

- 一 自転車等駐車場の設置を中止しようとするとき。
- 二 助成対象の確認を受けたときから自転車等駐車場の設置完了後三年以内に、自転車等駐車場の規模・位置その他の内容を変更（軽微な変更を除く。）しようとするとき。
- 三 自転車等駐車場の設置完了後三年以内に自転車等駐車場を休止しようとするとき。
- 四 自転車等駐車場を廃止しようとするとき。

（交付決定等の取消しおよび返還）

第二十八条 区長は、補助事業者がつぎの各号のいずれかに該当したときは、助成対象の確認または補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

- 一 偽りその他不正の手段により助成対象の確認または補助金の交付を受けたとき。
- 二 補助金を他の用途に使用したとき。
- 三 自転車等駐車場の設置を中止したとき。
- 四 助成対象の確認を受けたときから自転車等駐車場の設置完了後三年以内に、第二十条に規定する要件に適合しなくなるような変更を行つたとき。
- 五 自転車等駐車場の設置完了後三年以内に、自転車等駐車場を休止または廃止したとき。
- 六 前各号に掲げる場合のほか、補助金の交付の決定に付した条件またはこの規則その他の規程に違反したとき。

2 区長は、前項の規定により助成対象の確認または補助金の交付の決定の全部もしくは一部を取り消したときは、すみやかに当該補助事業者にその旨を通知するものとする。

3 補助事業者は、第一項の規定により補助金の交付の決定の全部または一部が取り消された場合において、すでに補助金の交付を受けているときは、指定された期日までに当該取消しに係る補助金を返還しなければならない。ただし、区長は、やむを得ないと認めるときは、補助金の全部または一部の返還を免除することができる。

第五章 大規模小売店舗等の自転車駐車場付置義務

(自転車駐車場の設置の届出)

第二十九条 条例第三十一条の規定による届出は、自転車駐車場設置・変更届(別記第二十一号様式)により行わなければならない。

2 前項の届出には、つぎに掲げる書類を添付しなければならない。ただし、変更の届出については、区長が必要と認めるものに限る。

一 施設の案内図

二 施設の配置図

三 施設の各階平面図

四 自転車駐車場の平面図

五 自転車駐車場の構造図(特殊な装置を用いる自転車駐車場に限る。)

3 自転車駐車場の所有者または管理者は、自転車駐車場の設置を完了したときは、自転車駐車場設置完了届(別記第二十二号様式)により区長に届け出なければならない。

(身分証明書)

第三十条 条例第三十四条第二項の身分を示す証明書は、別記第二十三号様式による。

(措置命令書)

第三十一条 条例第三十五条第一項の規定による措置の命令は、措置命令書(別記第二十四号様式)により行うものとする。

(店舗面積の算定方法)

第三十二条 条例別表備考第四号の店舗面積の算定方法は、つぎの各号に掲げる用途に応じ当該各号に定めるものの床面積を合計して求める方法とする。

一 大規模小売店舗 売場・売場間の通路・商品展示場・承り所・物品加工修理場およびこれらに類するもの

二 飲食店 客室・待合室・預かり所およびこれらに類するもの

三 金融機関 接客室・待合室・現金自動預払機設置室およびこれらに類するもの

四 スポーツ施設 競技場・運動場・練習場・更衣室・観覧席その他これらに類するもの

五 遊技場 遊技室・景品交換所およびこれらに類するもの

六 学習施設 教室・講堂・実習室・図書館その他これらに類するもの

第六章 雑則

(委任)

第三十三条 この規則の施行に関し必要な事項は、区長が定める。

付則

1 この規則は、平成二年四月一日から施行する。ただし、第五章の規定は平成二年六月一日から、付則第二項の規定は公布の日から施行する。

2 放置禁止区域の指定等の協議および登録制自転車置場の利用の登録のための手続は、この規則の施行の日前においても行うことができる。

別記様式(略)

付則(平4-45抄)

1 この規則は、平成四年七月一日から施行する。

4 (前略)第二十七条の規定による改正前の東京都目黒区自転車等放置防止条例施行規則別記第三号様式・別記第四号様式(表)・別記第八号様式・別記第十号様式から別記第十二号様式まで・別記第十六号様式・別記第二十一号様式および別記第二十二号様式(中略)の規定により作成した様式で現に用紙が残存するものは、必要な補正を加えたうえで、なお当分の間使用することができる。

付則(平5-72)

- 1 この規則は、平成六年四月一日から施行する。
- 2 この規則による改正前の東京都目黒区自転車等放置防止条例施行規則により作成した様式で現に用紙が残存するものは、必要な補正を加えたうえで、なお当分の間使用することができる。

付則(平8-35)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平10-60)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平13-55)

この規則は、公布の日から施行する。

付則(平16-37)

この規則は、公布の日から施行する。